



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年5月2日月曜日 第2769号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....（漁政課）... 374

告 示

- 救急病院の協力申出.....（医療対策課）... 375
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）... 375
- 建設業者の営業の停止命令.....（土木管理課）... 375
- 基本測量の終了の通知.....（道路維持課）... 376
- 公共測量の終了の通知.....（ " ）... 376
- 指定障害児通所支援事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）... 376
- 指定居宅サービス事業者の指定.....（ " ）... 376
- 指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）... 376
- 指定居宅サービス事業の廃止.....（ " ）... 377
- 指定居宅介護支援事業の廃止.....（ " ）... 377
- 指定障害福祉サービス事業者の指定.....（ " ）... 377
- 道路の供用開始（県道新居浜土居線）.....（東予地方局管理課）... 377
- 落札者等の告示.....（高校教育課）... 377

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）... 378

県 議 会 告 示

愛媛県議会傍聴規則の一部改正.....（議会事務局）... 378

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第27号

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月2日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するものに対して東日本大震災の後平成29年3月31日までに貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（沿岸漁業改善資金の種類等）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するものに対して東日本大震災の後平成28年3月31日までに貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

省略

省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第533号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成28年 5 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
社会福祉法人恩賜財団済生会松山病院	松山市山西町880番地 2	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	平成31年 4 月30日 まで

○愛媛県告示第534号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 5 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
西の土居ショッピングセンター	新居浜市西の土居一丁目153番地外	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎 愛媛県西条市東町27 5番地 3	株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎 愛媛県西条市西田甲 590番地 2	平成25年 6 月 5 日	平成28年 4 月21日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第535号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成28年 5 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	営業の停止を命じた年月日	停止を命じた営業の範囲	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命ずる原因となった事実
(般 - 25) 第13057号	平成26年 1 月 5 日	有限会社石丸建設	石丸 健二	今治市玉川町中村甲262 - 2	平成28年 4 月21日	建設業の営業の全部	平成28年 4 月21日から23日まで (3 日間)	有限会社石丸建設は、平成27年 9 月16日に、今治市内の民商家屋解体工事現場において、法定の除外事由がないのに廃棄物である木くず約160キログラムを焼却したとして、平成28年 3 月28日、同社と同社代表取締役が今治区検察庁に略式起訴され、同月30日、今治簡易裁判所により同社が罰金70万円、同社代表取締役が罰金40万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

○愛媛県告示第536号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成28年5月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）
- 2 作業期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県内全域

○愛媛県告示第537号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年5月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（道路計画）
- 2 作業期間 平成27年11月1日から平成28年3月31日まで
- 3 作業地域 四国中央市全域

○愛媛県告示第538号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成28年5月2日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850600168	社会福祉法人あおい会	西条市古川江内甲118番地	菅 野 良 昭	児童発達支援	めばえ	西条市飯岡字谷坪3471番地1	平成28年4月1日
3850600168	社会福祉法人あおい会	西条市古川江内甲118番地	菅 野 良 昭	放課後等デイサービス	めばえ	西条市飯岡字谷坪3471番地1	平成28年4月1日
3850500186	株式会社鎌倉総合企画	香川県木田郡三木町大字氷上406番地7	鎌 倉 圭 佑	児童発達支援	ナイスにしばら	新居浜市西原町二丁目4番16号	平成28年4月1日
3850500186	株式会社鎌倉総合企画	香川県木田郡三木町大字氷上406番地7	鎌 倉 圭 佑	放課後等デイサービス	ナイスにしばら	新居浜市西原町二丁目4番16号	平成28年4月1日

○愛媛県告示第539号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成28年5月2日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
合同会社イノベーション2	訪問介護 花	愛媛県四国中央市中曾根町322番地1サン・ジョルジョ 101	平成28年3月1日	訪問介護
株式会社千歳会	デイサービス みのり	愛媛県今治市上徳甲717番地1	平成28年3月31日	通所介護

○愛媛県告示第540号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成28年5月2日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
合同会社イノベーション2	訪問介護 花	愛媛県四国中央市中曾根町322番地1サン・ジョルジョ 101	平成28年3月1日	介護予防訪問介護
株式会社千歳会	デイサービス みのり	愛媛県今治市上徳甲717番地1	平成28年3月31日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第541号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年5月2日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
ウマ商事株式会社	ディサービス ロイヤル	愛媛県四国中央市三島中央3丁目11番38号	平成28年3月31日	通所介護

○愛媛県告示第542号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年5月2日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
NPO法人ケア・サポート	シーサイド	愛媛県今治市吉海町臥間46番地2	平成28年3月31日	居宅介護支援

○愛媛県告示第543号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成28年5月2日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810600670	一般社団法人地域ケア研究所	西条市丹原町高松甲2207番地2	井澤 嘉之	就労継続支援B型	指定就労継続支援B型事業所 エンパワメント	西条市中野甲598番地1	平成28年4月1日
3810600399	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞鍋 敏朗	就労移行支援	多機能型事業所 とうふ工房ていずい	西条市禎瑞字相生五番388番地	平成28年4月1日
3810500664	特定非営利活動法人プラネットワークス愛媛	新居浜市多喜浜一丁目5番2号	伊藤 久門	就労継続支援B型	プラネットワークス愛媛	新居浜市若水一丁目9番18号	平成28年4月1日

○愛媛県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年5月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜土居線	新居浜市阿島四丁目乙156番11から 同市阿島四丁目乙156番2まで	平成28年5月2日

○愛媛県告示第545号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年5月2日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
県立学校校内LAN端末機器等一式（サーバー66台、パーソナルコンピュータ1881台、プリンタ603台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式）	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成28年4月4日	四国通建株式会社 今治市南大門町一丁目1番地の15	12,744,000円（月額）	一般競争入札	平成28年2月23日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年5月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年4月18日	特定非営利活動法人エコハウス研究所	岩 崎 ありさ	松山市千舟町1丁目4番地1エステートイン千舟602号	この法人は、国民に対して、災害に強い家づくりをし、住み良い住環境の街づくりを支援してゆく活動を通じて雇用機会の拡充、経済活動の活性化、環境の保全を図る等に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

県 議 会 告 示

○愛媛県議会告示第3号

愛媛県議会傍聴規則（昭和24年9月愛媛県議会告示第4号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成28年5月2日

愛媛県議会議長 赤 松 泰 伸

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) <u>銃器、棒</u> <u>其他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を所持する者</u></p> <p>(2)～(7) 省略</p>	<p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) <u>傘、つえ、棒、げた、凶器</u> <u>その他危険と認められる物品</u> <u>を所持する者。ただし、つえを所持することが病気その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2)～(7) 省略</p>